



第3項の項，第4項の項，第14項の項，第19項の項又は第20項の項に規定する特別休暇を除く。

- (4) 前号本文に規定する特別休暇のうち，休暇等規則第14条の表中第15項の項に掲げる特別休暇は，7月から9月までの全期間在職する者に3日付与し，中途任用者については，雇用期間1箇月につき1日付与する。この場合において，任用期間が月の中途に始まり，又は終わる場合は，任用期間が15日以上の場合に1日とする。

2 略

附 則

この告示は，平成16年4月1日から施行する。

途に始まり，又は終わる場合は，任用期間が15日以上の場合に1日とする。

- (4) 産前産後の休暇は，産前8週間（多胎妊娠にあつては14週間）及び産後8週間を付与する。

- (5) 女子臨時的任用教員が生理日において勤務することが著しく困難である場合は，2日を超えない範囲内においてその都度必要と認められる期間の休暇を付与する。

- (6) 特別休暇は，公民権の行使，結婚，忌引，交通機関の事故その他の特別の事由により，勤務しないことが適当である場合に付与する。

2 略

附 則

この告示は，公布の日から施行する。